

1年間 保管

平成29年度

浜松開誠館中学校・高等学校

いじめ防止対策基本方針



目 次

1章 基本的な考え方	1
1. いじめの定義	
2. いじめの構造	
3. いじめの様態	
2章 いじめ防止対策委員会 組織	3
3章 年間計画	3
4章 いじめの未然防止	4
1. いじめを許さない学校・学級づくり	
2. いじめを未然に防ぐための具体的手だて	
5章 いじめの早期発見	5
1. 発見の手だて	
6章 いじめに対する措置	6
1. 発見から指導、組織的対応の展開	
2. 保護者との連携	
3. ネット上のいじめへの対応	
4. 報告体制のシステム化	
7章 重大事態への対処	12
1. 重大事態とは	
2. 対処の流れ	
8章 学校運営の改善	13

1章 基本的な考え方

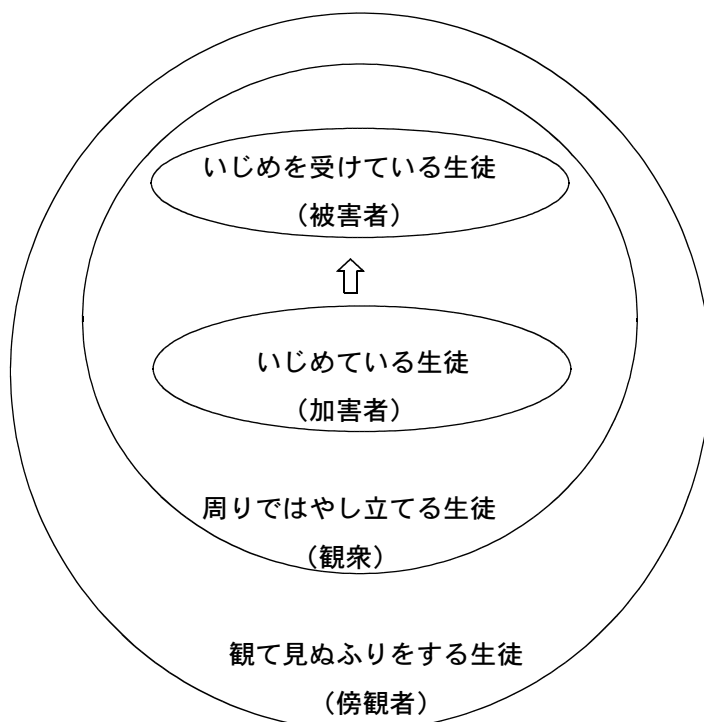
【はじめに】

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている生徒を必ず守り通す」という信念を持ち、教職員が全員で取り組んでいくことが重要だと考える。そのため、以下の1～3の基本認識を共有することが必要である。

1. いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. いじめの構造



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」の関係は立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

3. いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれや、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ・からだをさわられる（虐待的なさわられ方、無礼なさわられ方）
- ・性的なジェスチャーをされたり、言われたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・したくないことを無理にさせられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や、いやなことをされる
- ・いやなことを書かれたり、いやな噂を広められたりする
- ・怒鳴りつけられたり、威圧されたりする
- ・意地悪な冗談を言われる
- ・恐怖感、絶望感、劣等感を与えられる
- ・口をきかなかったり、拒絶されたりする
- ・存在価値がないような気にさせられる
- ・笑いものにされる
- ・気詰まりな気持ちにさせられる
- ・あざけられたり、皮肉を言われたりする
- ・どこか違うところがあるという理由で差別される
- ・人種、宗教、性別、家族、文化などの違いで攻撃される

~~~~~

本校では、教育理念として「学校は楽しく学ぶ場である」との考えを基盤に、夢力、人間力、智力をバランスよく育てていくことに重点を置いている。特に、人間力形成のための教育として「徳育」を中心にさまざまなプログラムを実施し、品格のある生徒像を理想として教育活動を行っている。

このような中で、いじめ防止に対して真摯に取り組み、全職員・保護者・関係者が一体となっていじめの解消をめざして行動していくことは、「互いに尊重し合い礼を尽くして人と接することができる生徒」、「少しのことにくじけず強い心を持って立ち向かっていく生徒」の育成に他ならず、まさに本校の目指す教育と大きく重なるところである。

## 2章 いじめ防止対策委員会 組織

|        |                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校関係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長 ・ 副校長 ・ 教頭 ・ 教務部長 ・ 人格品格指導部部長</li> <li>・ 学年主任 ・ 学級担任 ・ 学年教員 ・ 学年人格品格指導部教員</li> <li>・ 学級担任・部活動顧問 ・ 養護教諭・教育相談担当</li> <li>・ 特別支援コーディネーター</li> </ul> |
| 外部専門家  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラー</li> <li>・ 校医</li> </ul>                                                                                                                 |
| 保護者・地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTA 会長、副会長 ・ 学校関係者評価委員 ・ カフェテリア開誠館</li> </ul>                                                                                                       |

※基本的には上記を委員とするが、いじめの事案に応じて柔軟に編成するものとする。

## 3章 年間計画

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校間、学年間の情報交換 申し送り事項の引継ぎ</li> <li>・ 「H29 いじめ防止対策基本方針」に対する共通理解（副校長より全体に周知）</li> <li>・ いじめ撲滅宣言（教師の決意表明・・・HRにて）（副校長）</li> <li>いじめ撲滅宣言（生徒の決意表明[生徒会活動]・・・生徒集会にて）</li> <li>・ クラス開き（構成的グループエンカウンター の活用 特に中1、高1）（担任）</li> <li>・ 年度初めの面談（担任） ・ クラスのルールや目標作り（担任）</li> <li>・ 行事を通じた人間関係作り（学年活動、合宿）（学年主任、担任）</li> </ul> |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A総会（いじめに関する学校の取り組みを知らせる）（副校長）</li> <li>・ 学級別懇談会（担任）・ hyper-QU 検査（中1高1.2）（保健教育相談、担任）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめについてのアンケート」の実施と分析（保健教育相談）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権意識啓発活動（中2人権作文）</li> <li>・ 職員研修（hyper-QU説明）、職員研修（教育相談的取組みの事例紹介）<br/>(副校長、保健教育相談)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談に関する研修講座への参加（副校長→教員）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休み明けの面談（担任）</li> <li>・ 「いじめについてのアンケート」追跡調査（保健教育相談）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事を通じた人間関係作り（体育大会）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事を通じた人間関係作り（合唱コンクール）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事を通じた人間関係作り（研修旅行） ・ 学校評価</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬休み明けの面談（担任）</li> <li>・ 「いじめについてのアンケート」の実施と分析（保健教育相談）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振り返り ・ 本年度のいじめに関する追跡調査（保健教育相談）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録の整理、進級する学年への引継ぎ情報の作成（学年、保健教育相談）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 4章 いじめの未然防止

### 1. いじめを許さない学校・学級づくり

「発生してから対応する」のではなく、「問題が発生しにくい学校・学級風土をつくる」とい考え方へ転換し、学校全体で常日頃よりいじめを許さない雰囲気作りに力を尽くすことが大事である。そのために、教師の人権意識の向上や、教育活動の充実、教育相談体制の充実をしていく。

### 2. いじめを未然に防ぐための具体的な手だてとして、以下のことを行う。

#### (1) 学級経営の充実

- ・年度初めの「学級開き」やHR活動において、構成的グループエンカウンターなどを取り入れ、「教員対生徒」「生徒対生徒」の人間関係作りに努める。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。規律と活気のある学級集団作りを目指す。
- ・「フォーサイト」などの生活記録ノートを通じて、生徒の内面の気持ちを知り、受けとめ、寄り添う指導を行う。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を徹底する。
- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合いをする。

#### (2) 授業中における生徒指導の充実

- ・楽しく、わかる授業を通じて、子ども達の学び合いを保障する。
- ・本校の「授業規律」について全教職員が理解し、徹底をする。

#### (3) 道徳、Kコンパス

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫し、人権意識の高揚をはかる。
- ・本校の建学の精神や校訓を理解し、長い歴史のある本校の一員としての所属意識を高め、本校生徒としての誇りを持つ指導を行う。

#### (4) 生徒会活動

- ・生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動を進める。

#### (5) 情報モラル教育

- ・インターネットやLINEの使い方について、モラルを守るよう、専門家の招聘やPTAの場の活用も含めて、教育・指導や啓蒙活動を行う。

## 5章 いじめの早期発見

### 【発見の手だて】

#### (1) 教師と生徒の日常の交流を通じた発見

- ・生活ノート、部活ノート、個別面談からの気づき
- ・休み時間・昼休み・放課後部活内の様子の観察や雑談などから気になる生徒への目配りと声掛け

#### (2) 複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもに関わることにより、発見の機会を多くし、情報を共有する（教科担任・部活動顧問・委員会活動・保健室・生徒課指導）
- ・生徒課の校内外の巡視

#### (3) クラス内の人間関係を客観的に把握

- ・6月に hyper-QU を実施  
教師の目だけではなく、学級集団分析調査よりいじめの発見と要配慮生徒を客観的に把握する。

#### (4) アンケート調査

- ・年間2回のいじめについてのアンケート調査（ネット上のいじめも含む）とその後の追跡調査を実施し、発見と経過観察を行う。

#### (5) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守る行為だと機会を捉えて指導していく。
- ・家庭にも学校へのいじめの発見チェックポイントや相談先を周知する。

中・高副校長（保護者相談室）

担任・顧問・話しやすい教員・保健室（保健教育相談）・スクールカウンセラー

Tel： 学校（053）456－7111

#### (6) 職員研修

- ・「いじめのサイン」を見逃さないよう、職員研修などでチェックポイントを確認し、兆候を早期に発見できるようにする。
- ・人権感覚チェックリストにより教師自身の人権感覚を振り返る。

#### (7) ネットパトロールの実施

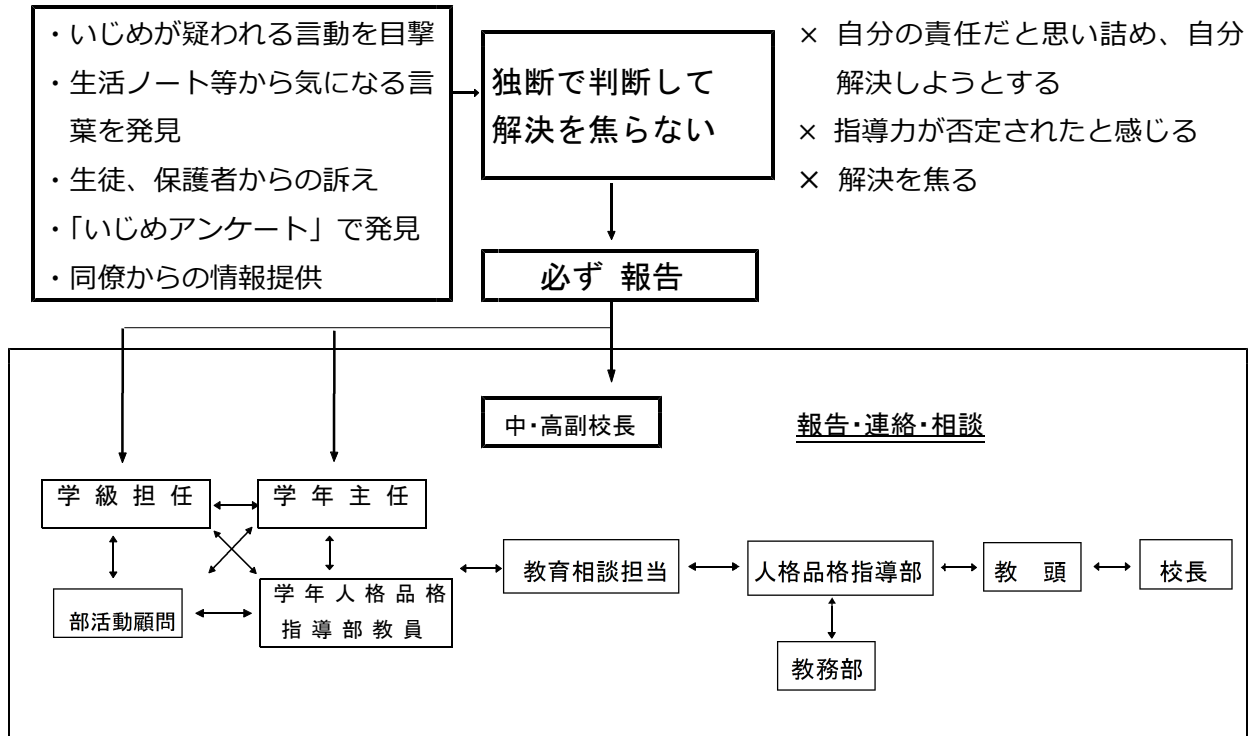
人格品格指導部の教員がSNSに対して、定期的に確認する。

## 6章 いじめに対する措置

大切なことは 情報を得た教職員が1人で抱え込むことなく、情報を共有すること

### 1. 発見から指導、組織的対応の展開

#### (1) いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



#### (2) 対応チームの編成

校長、副校長、教頭、教務部長、人格品格指導部部長、学年人格品格指導部教員  
学年主任、学級担任、学年教員、部活動顧問、養護教諭、教育相談担当  
スクールカウンセラー、校医

※事案に応じて、柔軟に編成

#### (3) 指導方針の決定・役割分担

**情報の整理** ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

**対応の方針** ・緊急度の確認：自殺、不登校、脅迫、暴行等  
・事実の聴き取りや指導の際に留意すべきことを確認

**役割の分担** ・被害者からの事実の聴き取りと支援担当  
・加害者からの聴き取りと指導担当  
・周囲の生徒と全体への指導担当  
・保護者への対応担当 ・関係機関への対応担当

※ 被害生徒が保護者に言わないで欲しいと訴えても、いじめがある一定以上のレベル(チームで判断)に達していたら、生徒を納得させ連絡をする。(生徒の意志を尊重し、伝えなかったことで、後々保護者からのクレームを受けることになりかねない。)



#### (4) 事実の究明と支援・指導

##### **事実の究明**

- ・いじめの状況、きっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・事実の聴き取りは、  
①被害者 → ②周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者) → ③加害者の順に行う。

##### **<事実の聴き取りの際の留意事項>**

- いじめられている生徒や周囲の生徒からの聴き取りは、人目につかないよう、場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人物や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないよう細心の注意を払う。
- 聴き取りを終えた後は、教員が保護者に連絡・説明をし、間違いのないようにする。

##### **<事実の聴きとりの段階ではではないこと>**

- ×「いじめられている生徒」と「いじている生徒」を同じ場所で事情を聴かない。
  - ×注意、叱責、説教だけで終わらない。
  - ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をしない。
  - ×ただ単に謝ることだけで終わらない。
  - ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行わない。
- ※すぐに謝罪させても効果はない。加害者がすっきりするだけである

#### (5) 被害者(いじめられた生徒)への対応

いじめられている生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを本気になって傾聴してあげることである。

##### **【基本的な姿勢(受容・安心・自信・回復・成長)】**

- いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通す事を伝え、不安を除去する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族など)と連携し、寄り添い、支える体制を作る。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援・経過観察を継続する。

##### **【事実の確認(受容)】**

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、否定せず、事実を聞く。

### 【支援（安心・自信）】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できる環境を整える。
- ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」、「我慢することも必要だよ」などという指導や安易な言葉かけはしない。

### 【経過観察（回復・成長）】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動、部活動等の活躍の場で、生徒の良さを認め、自信を育てるよう努める。

## (6)加害者(いじめた生徒)への指導

**その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。必要に応じ、訓戒、別室登校、学校教育法第35条に準じ、出席停止制度（中学）、謹慎（高校）の措置をとる。**

### 【基本的な姿勢（確認・傾聴・内省・処遇・回復）】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

### 【事実の確認（確認）】

- 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

### 【指導（傾聴・内省・処遇）】

- 不平不満、本人が満たされない気持ち、言い分などをじっくり聴く。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、決して許されないことをわからせる。また、責任転嫁等を許さない。

### 【経過観察等（回復）】

- 生活ノートや面談などを通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

## (6) 周囲の生徒(観衆、傍観者)への指導

**担任・学年団・部活動顧問は「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、集団に示す。**

### 【基本的な指導】

- いじめは、学級・学年等集団・部活動全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

### 【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

### 【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

### 【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず継続して指導を行っていく。

## 2. 保護者との連携

### (1) いじめられている生徒の保護者との連携

#### **教員と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする**

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに連絡を取り、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

#### **〈保護者対応ではいけないこと〉**

- × 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。  
→ 事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- × 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などと言う。→ いじめの定義を再確認
- × 電話で簡単に対応する。→ 家庭訪問や保護者来校等、状況に合わせて面談する。

## (2) いじめている生徒の保護者との連携

### いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ・ 事実の聞き取り後、保護者と面談し、事実を経過とともに伝え、その場で再度生徒に事実の確認をする。
- ・ 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、「よりよく成長させたい」と考えていることを伝える。
- ・ 教職員立ち会いのもと、被害生徒と保護者に対し謝罪の場を設ける。
- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、担任の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

### 〈保護者対応ではいけないこと〉

- ×保護者を非難する。
- ×これまでの子育てについて批判する。

## (3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

## 3. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対し速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局に協力を求める。なお、身体又は財産に被害が生じるおそれがあるときは所轄警察署に通報し援助を求める。

## 4. 報告体制のシステム化

(1)いじめを発見した時の報告体制 … 学級担任、学年主任、教育相談へ

(2)対応方法の蓄積 … 「いじめ指導記録カード」(次ページ参照)へ記録する

### **必ず記録を残すこと**

- ・ 情報の見える化 → 情報の共有化 → 問題への意識化 → 解決に向けた協働体制
- ・ いじめ問題を確実に引き継ぐ → いじめの再発防止 → 子どもを守る
- ・ 記録から見える課題の把握 → いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係  
きっかけ、場所 等

【記入例】

**取扱注意**

いじめ指導記録カード

|        |                                             |   |                  |   |                                             |       |        |   |
|--------|---------------------------------------------|---|------------------|---|---------------------------------------------|-------|--------|---|
| 被害生徒   | 学<br>年                                      | 1 | 組                | ○ | 氏<br>名                                      | ○○ ○○ | 性<br>別 | 男 |
| 担任氏名   | 開誠 太郎                                       |   | 支援チーム            |   | 学級担任・学年主任・学年生徒課                             |       |        |   |
| いじめの状況 | ※いじめの態様                                     |   | ※加害者の状況          |   |                                             |       |        |   |
|        | ※周囲の子どもたちの状況                                |   | ※保護者の状況          |   |                                             |       |        |   |
|        | ※いじめの発端                                     |   | ※いじめが発見されたきっかけ 等 |   |                                             |       |        |   |
| 報告状況   | ※第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか              |   |                  |   |                                             |       |        |   |
| 対応状況   |                                             |   |                  |   |                                             |       |        |   |
| 月日     | 被害者への対応内容                                   |   |                  |   | 加害者への対応内容                                   |       |        |   |
|        | ※ 被害者の状況、対応内容、<br>保護者への対応、今後の方針 等<br>を簡潔に記す |   |                  |   | ※ 加害者の状況、対応内容、<br>保護者への対応、今後の方針 等<br>を簡潔に記す |       |        |   |
|        | ※ 聴取した内容等は別紙に記載し添付                          |   |                  |   | ※ 聴取した内容等は別紙に記載し添付                          |       |        |   |

【保存場所】 ¥¥Fs1¥教員共有 ¥分掌 ¥人格品格指導部 ¥生徒指導全般 ¥③保健教育相談

¥いじめ防止対策 ¥いじめ指導記録カード

## 7章 重大事態への対処

### 1. 重大事態とは

文部科学省の学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントに基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
  - ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
  - ・生徒が金銭を奪い取られた場合
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・いじめが原因で、生徒が相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席している疑いがあるとき
  - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき
- \*ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### 2. 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ防止対策委員会」を通じて直ちに都道府県知事(私学振興課)に報告する。

#### (1)重大事態の調査組織の設置

当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集する。調査を行う組織の構成については、専門的な知識および経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努め、弁護士や精神科医、学識経験者心理や福祉など外部専門家の派遣措置等がとられる場合もある。

#### (2)調査

調査を実施するにあたり、必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。「**事実関係を明確にする**」とは、**重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、質問票の使用とその他の適切な方法により記録に残し、可能な限り網羅的に明確にすること**である。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、必要に応じて設けた附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

### (3)報告

学校が重大事態を感知した場合、直ちに都道府県知事（私学振興課）へ第一報を入れる。生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があったときは、適切かつ真摯に対応し、報告する。学校がいじめを受けた生徒や保護者に行う調査、情報提供を支持・監督し、「いじめ防止対策委員会」の見立てや判断を他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、生徒や保護者に適時・適切に情報提供するものとする。調査結果については、都道府県知事（私学振興課）に報告する。必要に応じて都道府県知事（私学振興課）が設けた附属機関等により、重大事態の再調査を求められることがある。

## 8章 学校運営の改善

- ・いじめ報告書のまとめ・・・2月の職員会議で報告
- ・学校評価アンケート・・・12月末に実施、2月の職員会議で報告

評価の際には、いじめの有無や多寡ではなく、日頃の生徒理解や未然防止、早期発見を評価する。また、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みを評価するよう留意する

これらをもとに、総括的な反省を3学期に行い、具体的な行動計画として下記に反映させる。

1. 年間計画の見直し
2. いじめアンケートの見直し
3. 基本方針の見直し
4. 学校ホームページの改訂